特別休暇(あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が 定める事項に該当する場合)の細部事項の制定について(通 達)

> 平成 11 年 5 月 13 日 熊警第 1898 号

熊本県警察職員の特別休暇については、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の規定により運用しているところであるが、同条の「あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合」の細部事項を別添のとおり定め、平成11年6月1日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。なお、「特別休暇(あらかじめ人事委員会の承認を得て服務監督権者が定める事項に該当する場合)の細部事項の制定について」(平成4年3月21日付け熊警甲第551号例規)は廃止する。

別添

特別休暇(あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める 事項に該当する場合)の細部事項

事 項	期 間	休暇の承	疎 明 方 法	備考
		認単位		
学校教育法による	その都度警察	1日	事実を証する書類	
通信教育の面接授	本部長が必要		によること。	
業への参加	と認める期間			
国民体育大会、県	その都度警察	1日	事実を証する書類	
民体育大会、各種	本部長が必要		によること。	
競技の対県試合等	と認める期間			
のレクリエーショ				
ンへの参加				